

7. 早期発見

(1) 児童のささいな変化に気付くこと

・児童観察 ・日記の活用 ・i-Check ・養護教諭との連携 ・保護者との連携

(2) 「いきいき松田っ子七つのトライ」「生活点検」「学校生活アンケート」の実施をもとに、教育相談を行う。

(3) 積極的に情報交換を行い、情報を共有する。(生徒指導連絡会)

8. いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) いじめとして対応すべきか否かの判断、いじめであると判断した場合の被害者児童へのケア、加害者指導の指導など、問題の解消まで「いじめ対策委員会」が責任を持つ。

(2) 十分な指導効果を上げることが困難な場合や犯罪行為をして取り扱うべきものと認められる場合には村教育委員会や所轄警察署と相談して対処する。

(3) 被害・加害児童とその保護者への対応においては、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を行う。「いじめ対策委員会」が中核となり組織として対応する)

(4) いじめを見ていた児童(学級集団等)に対しても、自分の問題として捉えさせるよう、臨時の学級活動や集会等により、「いじめは絶対に許されない、根絶しよう」という態度を行きわたらせる。

(5) ネット上のいじめについて学校における情報モラル教育を進めるとともに、学校単独での対応が困難な場合は、村教育委員会と相談しながら対応を考えていく。

9. 重大事態への対応

◇重大事態の意味

(1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(2) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

(3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1) 重大事態が発生した場合、直ちに発生の報告を行う。(村教育委員会)

(2) 事実関係を明確にするための調査を実施する。

(3) 児童の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(4) いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

10. 評価

・学校評価(年2回)で「日頃からの児童理解」「未然防止や早期発見」「いじめが発生した際の対応」「組織的な取組」等が評価されるようにする。学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。